

改正後

改正前

更正決定等通知書（申請・請求用/本表の一）（裏面）

更正決定等通知書（申請・請求用/本表の一）（裏面）

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

改正後

改正前

更正決定等通知書（請求用/本表の一の三）

更正決定等通知書（請求用/本表の一の三）

□□□-□□□□

第 \_\_\_\_\_ 号 (番 号)  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_  
殿

\_\_\_\_\_  
税務署長 回

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税の更正通知書

あなたが平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付でされた平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内ようになります。

区 分	㊦更正前の額 円	㊧更正後の額 円	㊨増減(△印)金額 (㊧-㊦) 円
所得金額	所得 ①		
	所得 ②		
	所得 ③		
	所得 ④		
	計 (総所得) ⑤		
	所得 ⑥		
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑦		
	社会保険料控除 ⑧		
	生命保険料、地震保険料、寄付金控除 ⑨		
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑩		
	配偶者控除 ⑪		
	配偶者特別控除 ⑫		
	扶養控除 ⑬		
	基礎控除 ⑭		
	所得控除額の計 ⑮		
	課税される所得金額 (㊦-㊮) から控除	総所得 ⑯	
課税される所得金額 (㊦-㊮) から控除	所得 ⑰		
算出税額	⑰に対する税額 ⑱		
	⑱に対する税額 ⑲		
税金から差し引かれる金額	控除 ⑳		
	控除 ㉑		
	控除 ㉒		
差引所得税額 (㉑-㉒-㉓) (引ききれないときは0)	㉓		
災害減免額、外国税額控除	㉔		
源泉徴収税額	㉕		
申告納税額 (㉑-㉔-㉕)	㉖		
予定納税額	第 1 期 ㉗		
	第 2 期 ㉘		
確定納税額 (㉑-㉔-㉕)	納付すべき税額 ㉙		
	還付金の額に相当する税額 ㉚		
差引減少(△印)する税額 (㉙-㉚)	㉛		

本表の一の三

□□□-□□□□

第 \_\_\_\_\_ 号 (番 号)  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_  
殿

\_\_\_\_\_  
税務署長 回

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税の更正通知書

あなたが平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付でされた平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内ようになります。

区 分	㊦更正前の額 円	㊧更正後の額 円	㊨増減(△印)金額 (㊧-㊦) 円
所得金額	所得 ①		
	所得 ②		
	所得 ③		
	所得 ④		
	計 (総所得) ⑤		
	所得 ⑥		
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑦		
	社会保険料控除 ⑧		
	生命保険料、損害保険料、寄付金控除 ⑨		
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑩		
	配偶者控除 ⑪		
	配偶者特別控除 ⑫		
	扶養控除 ⑬		
	基礎控除 ⑭		
	所得控除額の計 ⑮		
	課税される所得金額 (㊦-㊮) から控除	総所得 ⑯	
課税される所得金額 (㊦-㊮) から控除	所得 ⑰		
算出税額	⑰に対する税額 ⑱		
	⑱に対する税額 ⑲		
税金から差し引かれる金額	控除 ㉑		
	控除 ㉒		
	控除 ㉓		
差引所得税額 (㉑-㉒-㉓) (引ききれないときは0)	㉔		
災害減免額、外国税額控除	㉕		
再差引所得税額 (㉑-㉓)	㉖		
定率減税額	㉗		
源泉徴収税額	㉘		
申告納税額 (㉑-㉕-㉖)	㉙		
予定納税額	第 1 期 ㉚		
	第 2 期 ㉛		
確定納税額 (㉑-㉕-㉖)	納付すべき税額 ㉜		
	還付金の額に相当する税額 ㉝		
差引減少(△印)する税額 (㉜-㉝)	㉞		

本表の一の三

改正後	改正前
<p data-bbox="141 204 680 231">更正決定等通知書（請求用/本表の一の三）（裏面）</p> <p data-bbox="257 427 472 448">【減少する税額がある方】</p> <p data-bbox="288 472 994 517">※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。</p>	<p data-bbox="1144 204 1684 231">更正決定等通知書（請求用/本表の一の三）（裏面）</p> <p data-bbox="1238 411 1453 432">【減少する税額がある方】</p> <p data-bbox="1270 456 1991 531">※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込み、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込み又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。</p>

改正後

改正前

更正決定等通知書（一般用／本表の二）

更正決定等通知書（一般用／本表の二）

□□□-□□□□

---

殿

第 \_\_\_\_\_ 号 (番 号)  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税の \_\_\_\_\_ 通知書  
加算税の賦課決定

平成 \_\_\_\_\_ 年分の所得税について、別表のとおり、所得税額等の \_\_\_\_\_ 及び加算税の賦課決定をします。

この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下表のとおりになります。

本 税 の 額 (別表④の㉔欄の金額)		円	<input type="checkbox"/> この新たに納付すべき税額は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。  <input type="checkbox"/> また、本税には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付してください。	
加 算 税 の 額	申告加算税 (別表④の㉕欄の金額)			
	重 加 算 税 (別表④の㉖欄の金額)			

この処分の理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

この処分は、\_\_\_\_\_ 国税局の職員に基づいて行いました。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

20.3

本表の二

□□□-□□□□

---

殿

第 \_\_\_\_\_ 号 (番 号)  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税の \_\_\_\_\_ 通知書  
加算税の賦課決定

平成 \_\_\_\_\_ 年分の所得税について、別表のとおり、所得税額等の \_\_\_\_\_ 及び加算税の賦課決定をします。

この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下表のとおりになります。

本 税 の 額 (別表④の㉔欄の金額)		円	<input type="checkbox"/> この新たに納付すべき税額は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。  <input type="checkbox"/> また、本税には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付してください。	
加 算 税 の 額	申告加算税 (別表④の㉕欄の金額)			
	重 加 算 税 (別表④の㉖欄の金額)			

この処分の理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

この処分は、\_\_\_\_\_ 国税局の職員に基づいて行いました。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

19.3

本表の二

改正後

更正決定等通知書（一般用／本表の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{新たに納付す} \\ \text{べき本税の額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(延滞税の割合)} \\ 7.3\% \text{(注)} \\ \text{(納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(期間(日数))} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array} = \begin{array}{c} \text{延滞税の額} \\ 365 \end{array}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合  
例えば、平成19年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.75%ですので平成20年1月1日から同年12月31日までの割合は4.7%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合
  - ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正前

更正決定等通知書（一般用／本表の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{新たに納付す} \\ \text{べき本税の額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(延滞税の割合)} \\ 7.3\% \text{(注)} \\ \text{(納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(期間(日数))} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array} = \begin{array}{c} \text{延滞税の額} \\ 365 \end{array}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合  
例えば、平成18年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.4%ですので平成19年1月1日から同年12月31日までの割合は4.4%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合
  - ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

改正後

改正前

更正決定等通知書（一般用／本表の二の二）

更正決定等通知書（一般用／本表の二の二）

Stamp area for the recipient (recipient's name and address).

Form for recipient's name and address, including year, month, and day.

Stamp area for the recipient (recipient's name and address).

Form for recipient's name and address, including year, month, and day.

平成 年分所得税の更正 加算税の賦課決定 通知書

平成 年分所得税の更正 加算税の賦課決定 通知書

平成 年分の所得税について、下の表のとおり、所得税額等の更正及び加算税の賦課決定をします。この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下の表の太い枠内になります。

平成 年分の所得税について、下の表のとおり、所得税額等の更正及び加算税の賦課決定をします。この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下の表の太い枠内になります。

Main calculation table for the 'After' version, showing income, deductions, and tax amounts.

Main calculation table for the 'Before' version, showing income, deductions, and tax amounts.

○ 納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。また、本税（上記等の太い枠内の金額）には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

○ 納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。また、本税（上記等の太い枠内の金額）には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

Bottom form area for the 'After' version, including a box for the number of copies.

Bottom form area for the 'Before' version, including a box for the number of copies.

本表の二の二

本表の二の二

改正後

更正決定等通知書（一般用／本表の二の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認下さい。

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{新たに納付す} \\ \text{べき本税の額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{（延滞税の割合）} \\ \hline \text{7.3\%（注）} \\ \hline \text{（納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%）} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{（期間（日数））} \\ \hline \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \end{array}$$

3 6 5

（注）平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合  
例えば、平成19年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.75%ですので平成20年1月1日から同年12月31日までの割合は4.7%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。

- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったときは期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
- ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正前

更正決定等通知書（一般用／本表の二の二）（裏面）

【納付すべき税額がある方】

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{新たに納付す} \\ \text{べき本税の額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{（延滞税の割合）} \\ \hline \text{7.3\%（注）} \\ \hline \text{（納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%）} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{（期間（日数））} \\ \hline \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \end{array}$$

3 6 5

（注）平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合  
例えば、平成18年11月30日において日本銀行が定める基準割引率は0.4%ですので平成19年1月1日から同年12月31日までの割合は4.4%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円以上で延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったときは期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
- ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

改正後	改正前
<p>更正決定等通知書(加算税用/本表の三)(裏面)</p> <p>【納付すべき税額がある方】</p> <p>※ 納付場所…日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署(一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。)</p> <p>(注)コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。</p> <p>利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認下さい。</p> <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定(以下「更正等」といいます。)によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限(この通知により新たに納付すべき税額の納期限)から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p> <p>【減少する税額がある方】</p> <p>※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。</p>	<p>更正決定等通知書(加算税用/本表の三)(裏面)</p> <p>【納付すべき税額がある方】</p> <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定(以下「更正等」といいます。)によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限(この通知により新たに納付すべき税額の納期限)から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p> <p>【減少する税額がある方】</p> <p>※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。</p>

改正後	改正前
<p>更正決定等通知書(加算税用/本表の三の二)(裏面)</p> <p>※ 納付場所…日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）</p> <p>(注) コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。</p> <p>利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認下さい。</p> <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p>	<p>更正決定等通知書(加算税用/本表の三の二)(裏面)</p> <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p>

改正後	改正前
<p>更正決定等通知書(加算税用/本表の三の三)(裏面)</p> <p>※ 納付場所…日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）</p> <p>(注) コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。</p> <p>利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認下さい。</p> <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p>	<p>更正決定等通知書(加算税用/本表の三の三)(裏面)</p> <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p>

改正後

改正前

更正決定等通知書(別表)

更正決定等通知書(別表)

別表 平成 年分		氏名		(番 号)	
区 分		④ 前の額	⑤ 後の額	⑥ 増減(△印) 差額 (⑤-④)	
所得金額	所得 ①	円	円	/	
	所得 ②				
	所得 ③				
	所得 ④				
	所得 ⑤				
	計 (総所得) ⑥				円
	所得 ⑦				
	所得 ⑧				
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑨			/	
	社会保険料控除 ⑩				
	生命保険料、地震保険料、寄付金控除 ⑪				
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑫				
	配偶者控除 ⑬				
	配偶者特別控除 ⑭				
	扶養控除 ⑮				
	基礎控除 ⑯				
	所得控除額の計 ⑰				
	課税される所得金額 (⑰の金額を⑱、⑲、⑳から控除)	総所得 ⑲	所得 ⑳		所得 ㉑
算出税額	⑳に対する税額 ㉒				
	㉑に対する税額 ㉓				
	㉒に対する税額 ㉔				
	計 ㉕				
税金から差し引かれる金額	控除 ㉖				
	控除 ㉗				
	控除 ㉘				
差引所得税額 (㉕-㉖-㉗-㉘)	㉙				
災害減免額、外国税額控除 ㉚					
源泉徴収税額 ㉛					
申告納税額 (㉙-㉚-㉛)	㉜			円	
予定納税額	第1期 ㉝				
	第2期 ㉞				
確定納税額 (㉜-㉝-㉞)	納付すべき税額 ㉟				
	還付金の額に相当する税額 ㊱				
損失の繰戻し	還付金の額に相当する税額 ㊲				
	減少する還付加算金 ㊳				
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 (㊱-㊲-㊳)	㊴				
申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㊵	円	円	加重分の過少(加)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が税額に移記してあります。	
	加算税の割合 ㊶	%	%		
	加算税の額 (㊵×㊶) ㊷	円	円	円	
	加算税の基礎となる税額 ㊸	円	円	円	
重加算税	加算税の割合 ㊹	%	%		
	加算税の額 (㊸×㊹) ㊺	円	円	円	
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額 ㊻					
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額 ㊼					
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 ㊽					

青・特  
白・農

( )枚のうち( )枚目

29.3

別表 平成 年分		氏名		(番 号)	
区 分		④ 前の額	⑤ 後の額	⑥ 増減(△印) 差額 (⑤-④)	
所得金額	所得 ①	円	円	/	
	所得 ②				
	所得 ③				
	所得 ④				
	所得 ⑤				
	計 (総所得) ⑥				円
	所得 ⑦				
	所得 ⑧				
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑨			/	
	社会保険料控除 ⑩				
	生命保険料、損害保険料、寄付金控除 ⑪				
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑫				
	配偶者控除 ⑬				
	配偶者特別控除 ⑭				
	扶養控除 ⑮				
	基礎控除 ⑯				
	所得控除額の計 ⑰				
	課税される所得金額 (⑰の金額を⑱、⑲、⑳から控除)	総所得 ⑲	所得 ⑳		所得 ㉑
算出税額	⑳に対する税額 ㉒				
	㉑に対する税額 ㉓				
	㉒に対する税額 ㉔				
	計 ㉕				
税金から差し引かれる金額	控除 ㉖				
	控除 ㉗				
	控除 ㉘				
差引所得税額 (㉕-㉖-㉗-㉘)	㉙				
災害減免額、外国税額控除 ㉚					
再差引所得税額 (㉙-㉚)	㉛				
定率減税額 ㉜					
源泉徴収税額 ㉝					
申告納税額 (㉛-㉜-㉝)	㉞			円	
予定納税額	第1期 ㉟				
	第2期 ㊱				
確定納税額 (㉞-㉟-㊱)	納付すべき税額 ㊲				
	還付金の額に相当する税額 ㊳				
損失の繰戻し	還付金の額に相当する税額 ㊴				
	減少する還付加算金 ㊵				
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 (㊲-㊳-㊴)	㊶				
申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㊷	円	円	加重分の過少(加)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が税額に移記してあります。	
	加算税の割合 ㊸	%	%		
	加算税の額 (㊷×㊸) ㊹	円	円	円	
	加算税の基礎となる税額 ㊺	円	円	円	
重加算税	加算税の割合 ㊻	%	%		
	加算税の額 (㊺×㊻) ㊼	円	円	円	
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額 ㊽					
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額 ㊾					
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 ㊿					

青・特  
白・農

( )枚のうち( )枚目

18.3

改正後

更正決定等通知書（純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書／付表の七）

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書  
 (通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。)

平成 年分		氏名 _____ 殿				
		金 額		金 額		
平成 年分の純損失の金額	A 純損失の金額	総所得 ①	B Aのうち前年分に繰り戻す金額	総所得 ④	円	
		その他 ②		その他 ⑤		
		山林所得 ③		山林所得 ⑥		
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	前年	C 課税される所得金額	繰戻し	E 繰戻し後の課税される所得金額	円	
		総所得 ⑦		総所得 ⑩		
		山林所得 ⑧		山林所得 ⑬		
	年分の	D Cに対する税額	退職所得 ⑨	控除後の	F ⑦に対する税額 ⑫	税額
			⑦に対する税額 ⑩		⑩に対する税額 ⑬	
			⑧に対する税額 ⑪		⑪に対する税額 ⑭	
			⑨に対する税額 ⑫		⑫に対する税額 ⑮	
	額	税	計 ⑬	の税額	計 ⑯	の税額
			定率減税相当額 ⑭		定率減税相当額 ⑰	
			⑬ - ⑭ (100円未満の端数は)切り捨ててあります。		⑯ - ⑰ (100円未満の端数は)切り捨ててあります。	
源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 (分離課税の土地建物等の譲渡所得に対する税額、分離課税の株式等の譲渡所得等に対する税額及び分離課税の先物取引の譲渡所得に対する税額を除く。)		純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「⑩ - ⑮」と⑰のいずれか少ない方の金額)		⑲		

千円未満の端数は切り捨ててあります。

付表の七

( )枚のうち( )枚目

改正前

更正決定等通知書（純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書／付表の七）

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書  
 (通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。)

平成 年分		氏名 _____ 殿				
		金 額		金 額		
平成 年分の純損失の金額	A 純損失の金額	総所得 ①	B Aのうち前年分に繰り戻す金額	総所得 ④	円	
		その他 ②		その他 ⑤		
		山林所得 ③		山林所得 ⑥		
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	前年	C 課税される所得金額	繰戻し	E 繰戻し後の課税される所得金額	円	
		総所得 ⑦		総所得 ⑩		
		山林所得 ⑧		山林所得 ⑬		
	年分の	D Cに対する税額	退職所得 ⑨	控除後の	F ⑦に対する税額 ⑫	税額
			⑦に対する税額 ⑩		⑩に対する税額 ⑬	
			⑧に対する税額 ⑪		⑪に対する税額 ⑭	
			⑨に対する税額 ⑫		⑫に対する税額 ⑮	
	額	税	計 ⑬	の税額	計 ⑯	の税額
			定率減税相当額 ⑭		定率減税相当額 ⑰	
			⑬ - ⑭ (100円未満の端数は)切り捨ててあります。		⑯ - ⑰ (100円未満の端数は)切り捨ててあります。	
源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 (分離課税の土地建物等の譲渡所得に対する税額、分離課税の株式等の譲渡所得等に対する税額及び分離課税の先物取引の譲渡所得に対する税額を除く。)		純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「⑩ - ⑮」と⑰のいずれか少ない方の金額)		⑲		

千円未満の端数は切り捨ててあります。

付表の七

( )枚のうち( )枚目

改正後

改正前

更正決定等通知書（加算税の基礎となる税額の計算書／付表の八）

更正決定等通知書（加算税の基礎となる税額の計算書／付表の八）

加算税の基礎となる税額の計算書

通知書又は別表の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。  
ただし、加重分の過少（無）申告加算税がある場合の通知書又は別表の「過少（無）申告加算税の額」は、この計算書の添欄の金額を基にして「加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」によって計算してあります。

加算税の基礎となる税額の計算書

通知書又は別表の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。  
ただし、加重分の過少（無）申告加算税がある場合の通知書又は別表の「過少（無）申告加算税の額」は、この計算書の添欄の金額を基にして「加重分の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加重分の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」によって計算してあります。

平成 年分		氏名 _____ 殿					
		Ⓐ 前の額	Ⓑ 後の額	Ⓒ 隠ぺい仮装事由部分の額	Ⓓ 隠ぺい仮装事由以外の事由のみによる更正決定等があった場合の額 (Ⓓ-Ⓒ)	Ⓔ 不正当事由部分の額	Ⓕ 正当な事由があることと認められる事実のみに基づいて更正決定等があった場合の額 (Ⓕ-Ⓓ)
所得金額	総所得 ①	円	円	円	円	円	円
	所得 ②						
	所得 ③						
所得金額から差し引かれる金額 ④							
課税される所得金額	総所得 ⑤						
	所得 ⑥						
	所得 ⑦						
算出税額	⑤に対する税額 ⑧						
	⑥に対する税額 ⑨						
	⑦に対する税額 ⑩						
	計 ⑪						
税金から差し引かれる金額 ⑫				円		円	
差引所得税額(⑪-⑫) (引ききれないときは0) ⑬							
災害減免額 外国税額控除 ⑭				円		円	
源泉徴収税額 ⑮							
申告納税額 (⑮-⑭-⑯) ⑰							
予定納税額 ⑱							
確定納税額	納付すべき税額 ⑲						
	還付金相当額 ⑳						
損失の繰戻し	還付金相当額 ㉑						
	減少する還付加算金 ㉒						
増差税額(㉑、㉒は㉑との増差税額) ㉓				(Ⓑ-Ⓒ) 円		(Ⓓ-Ⓔ) 円	
加算税の基礎となる税額 ㉔				(重加算税分) (1万円未満の端数切捨て)		(過少(無)申告加算税分) (1万円未満の端数切捨て)	

付表の八

( )枚のうち( )枚目

20.3

平成 年分		氏名 _____ 殿					
		Ⓐ 前の額	Ⓑ 後の額	Ⓒ 隠ぺい仮装事由部分の額	Ⓓ 隠ぺい仮装事由以外の事由のみによる更正決定等があった場合の額 (Ⓓ-Ⓒ)	Ⓔ 不正当事由部分の額	Ⓕ 正当な事由があることと認められる事実のみに基づいて更正決定等があった場合の額 (Ⓕ-Ⓓ)
所得金額	総所得 ①	円	円	円	円	円	円
	所得 ②						
	所得 ③						
所得金額から差し引かれる金額 ④							
課税される所得金額	総所得 ⑤						
	所得 ⑥						
	所得 ⑦						
算出税額	⑤に対する税額 ⑧						
	⑥に対する税額 ⑨						
	⑦に対する税額 ⑩						
	計 ⑪						
税金から差し引かれる金額 ⑫				円		円	
差引所得税額(⑪-⑫) (引ききれないときは0) ⑬							
災害減免額 外国税額控除 ⑭				円		円	
再差引所得税額 (⑬-⑭) ⑮							
定率減税額 ⑯							
源泉徴収税額 ⑰							
申告納税額 (⑰-⑯-⑱) ⑲							
予定納税額 ⑳				円		円	
確定納税額	納付すべき税額 ㉑						
	還付金相当額 ㉒						
損失の繰戻し	還付金相当額 ㉓						
	減少する還付加算金 ㉔						
増差税額(㉑、㉒は㉑との増差税額) ㉕				(Ⓑ-Ⓒ) 円		(Ⓓ-Ⓔ) 円	
加算税の基礎となる税額 ㉖				(重加算税分) (1万円未満の端数切捨て)		(過少(無)申告加算税分) (1万円未満の端数切捨て)	

付表の八

( )枚のうち( )枚目

19.3

改正後

更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書／付表の九）

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書

（通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分

1 繰越損失額控除前の所得金額

氏名 殿

Table with 5 columns: ①, ②, ③, ④, ⑤. Headers: 総所得, 所得, 所得, 所得, 所得.

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額

Main table with columns for loss types (Total, Mountain, Forest) and years (3 years before, 2 years before, previous year, current year).

Table for stock transfer income and miscellaneous income with columns ① and ②.

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

Table with columns ①, ②, ③ for calculation of net loss.

( )枚のうち( )枚目

20.3

付表の九

改正前

更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書／付表の九）

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書

（通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分

1 繰越損失額控除前の所得金額

氏名 殿

Table with 5 columns: ①, ②, ③, ④, ⑤. Headers: 総所得, 所得, 所得, 所得, 所得.

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額

Main table with columns for loss types and years, similar to the 'After' version but with a diagonal line in the current year section.

Table for stock transfer income and miscellaneous income, similar to the 'After' version.

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

Table with columns ①, ②, ③ for calculation of net loss, similar to the 'After' version.

( )枚のうち( )枚目

19.3

付表の九

改正後

更正決定等通知書（翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書／附表の十）

翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書 （通知書の別表の「翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額」欄の金額は、この計算書によって計算してあります。）

1 平成 年分の特定譲渡損失の金額の計算 氏名 \_\_\_\_\_ 殿

株式等に係る譲渡所得等の金額	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額	②	
特定投資株式の譲渡による損失の金額	③	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額	④	
特定譲渡損失の金額	⑤	
②、③、④欄については、損失の金額がない場合には0と書いてあります。 ⑤欄には、①の金額と（②+③+④）の金額のうち、いずれか少ない方の金額が書いてあります。		

2 翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算

	④ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	⑤ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額（④-⑤）
前々年～前年	円	円	
前々年～前々年			⑥ 円
前々年～前々年			⑦
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額（⑤+⑥+⑦）			⑧

附表の十

( )枚のうち( )枚目

20.3

改正前

更正決定等通知書（翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書／附表の十）

翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書 （通知書の別表の「翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額」欄の金額は、この計算書によって計算してあります。）

1 平成 年分の特定譲渡損失の金額の計算 氏名 \_\_\_\_\_ 殿

株式等に係る譲渡所得等の金額	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額	②	
特定投資株式の譲渡による損失の金額	③	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額	④	
特定譲渡損失の金額	⑤	
②、③、④欄については、損失の金額がない場合には0と書いてあります。 ⑤欄には、①の金額と（②+③+④）の金額のうち、いずれか少ない方の金額が書いてあります。		

2 翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算

	④ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	⑤ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額（④-⑤）
前々年～前年	円	円	
前々年～前々年			⑥ 円
前々年～前々年			⑦
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額（⑤+⑥+⑦）			⑧

附表の十

( )枚のうち( )枚目

19.3

